調査契約書

Cxxxx

受託者　愛知県がんセンター（以下「甲」という。）と委託者　〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、以下の各条のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本調査の内容）

第１条　本調査の内容は次のとおりとし、甲は乙の委託により、これを実施する。

(1)　調査課題名

(2)　調査の種別

(3)　調査の目的、内容

(4)　調査実施施設（名称及び所在地）

　　 愛知県がんセンター

　　 愛知県名古屋市千種区鹿子殿１番１号

(5)　調査実施責任医師（所属、氏名）

　　〇〇〇〇部　〇〇　〇〇

(6)　予定調査件数

(7)　調査の実施期間：　　契約締結日　　～　　年　月　日

調査の契約期間：　　契約締結日　　～　　　年3月31日

（本調査の実施）

第２条　甲及び乙は、医薬品の製造販売後調査及び試験の実施の基準に関する省令及び同省令に関連する通知又は、医療機器の製造販売後調査及び試験の実施の基準に関する省令及び同省令に関連する通知を遵守して、本調査を実施するものとする。

２　甲は、本調査の実施計画書を遵守して慎重かつ適正に本調査を実施する。

３　甲は、天災その他やむを得ない事由により本調査の継続が困難な場合には、乙と協議を行い、本調査を中止し又は調査期間の延長をすることができる。この場合において、甲はその責を負わないものとする。

４　甲は、本調査により好ましくない副作用を発見した場合は、甲の判断により中止することができる。

（調査の中止等）

第３条　乙は、本調査を中断し、又は中止する場合、その理由を添えて、速やかに甲に通知する。

 （調査票の提出）

第４条　甲は、本調査を実施した結果につき、実施計画書に従って、速やかに正確かつ完全な調査票を作成し、乙に提出する。

（調査結果の公表）

第５条　甲は、本調査の結果に関する情報を公表する場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（知的財産権）

第６条　本調査の業務を担当する甲の職員が、本調査に随伴して勤務発明等（愛知県職員の勤務発明等に関する規程に定める勤務発明等をいう。）を行い、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）を生じた場合は、甲乙協議の上、同規程に基づき処理するものとする。なお、甲は、当該知的財産権を臨床試験及び研究目的のために、無償で実施できるものとする。

（本調査に係る費用及びその支払方法）

第７条　本調査の委託に関して、甲が乙に請求する費用（以下「受託調査費」という。）は、本調査の適正な実施に必要な費用として、「愛知県がんセンター製造販売後調査における算定方法」に基づき算定した金額とする。

なお、固定調査経費については、初回契約時および複数年度にまたがる場合には毎年度当初に請求するものとし、変動（出来高）調査経費は年度毎または調査終了時に請求するものとする。

また、受託調査費に係る消費税は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び同法第７２条の８３の規定に基づきこれら費用に税率を乗じて得た額とし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

２　第１項に定める受託調査費の納入については、甲の発行する納入通知書により指定する期限までに納付するものとする。

３　甲は、納入された受託調査費を乙に返還しないものとする。

（契約の解除）

第８条　乙は、甲が省令等、実施計画書又は本契約に違反することにより適正な調査に支障を及ぼしたと認める場合には、直ちに本契約を解除することができる。

２　契約期間の満了以前に、調査実施責任医師より研究の実施に関する報告書が提出され、甲乙ともにこれを認めた場合は、本契約を解除することができる。

３　前二項に基づき本契約が解除された場合、甲は、第４条に従い当該解除時点までに実施された本調査に関する調査票を速やかに作成し、乙に提出するものとする。

（被調査者の秘密の保全）

第９条　乙は、正当な理由なく、本調査に関し職務上知り得た被調査者の秘密を第三者に漏洩してはならない。また、乙は、その役員若しくは従業員又はこれらの地位にあった者に対し、その義務を課すものとする。

（訴訟等）

第１０条　本契約に関する訴えの管轄は、民事訴訟法第１１条に基づき、甲の所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

（その他）

第１１条　本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈につき疑義を生じた事項については、その都度甲乙誠意をもって協議し決定する。

本契約締結の証として本書を２通作成し、甲乙記名捺印の上、甲１通乙１通を保有する。

 　　　 年 　 月 　 日

甲 愛知県名古屋市千種区鹿子殿１番１号

愛知県がんセンター

病院長　　山本　一仁　　印

乙